



東金町地区

震災復興の進め方について



葛飾橋病院



一時集合場所（東金町四丁目平成公園）



東金町地区センター



水元公園

平成 26 年度 東金町地区 震災復興まちづくり模擬訓練成果

の計画づくり等を行います。

復興まちづくりにあたっては、「だれもが安全・安心で住み続けられる、水と緑の良好な住環境と地域のつながりがあるまち」を目標のベースに進めます。



4. 防災と復興に備えての事前対策

震災に見舞われた場合に備え、各自治町会では普段から以下のことに配慮していきます。

(1) 魅力ある自治町会づくり、地域のつながりづくり



災害時は、地域全体が一丸となってがんばることが必要になります。そのためにも、地域のつながりを高めていく自治町会や地域活動団体等の取り組みが重要です。また、女性の参画等できめ細かな地域のニーズに応える、子育て世代や若者、元気な高齢者とのネットワークづくりなど、元気な地域づくりを心がけます。

(2) 災害に強い家庭づくり・住まいづくり

各家庭の防災対策の強化を呼びかけ、地域の防災力を高めます。

- 例
- ・災害時の行動の心得を持つ
 - ・電気・ガス・水道等が止まっても困らない被災生活に備える
 - ・安全な住まいづくり（耐震点検、地盤液状化調査、地震保険加入等）

(3) 安全・安心のまちづくり

日常からまちの点検等を行い、身近な環境の安全性向上に努めます。

- 例
- ・危険なブロック塀・石塀やガス設置箇所等身近な危険について、注意を喚起する仕組みづくり

(4) 水元公園との関係づくり

防災訓練や緑のイベント等への参加を通じて、水元公園サービスセンター等と日常的に交流していきます。

2. 活用される状況

本書は、大地震等によって東金町地区に甚大な被害が生じ、自宅が被災した避難者が多く発生し、多くの住民がもとの生活に戻るのに困難が生じた場合^{*1}に活用して、震災復興に取り組みます。

*1 震災後に想定される状況

- ・被災直後から区・消防や警察など防災関係機関、各自治町会では、倒壊建物からの救出、消火、避難誘導などを行い、次いで半田小・東金町中に避難所が開設され、避難所運営会議が中心になって被災者の救援が始まります。（それが軌道にのった状況で、復興への取り組みを始めます。）
- ・被災して1週間程度の段階では、被災者は自宅、避難所、その他の避難所、地区内外の縁故先、避難場所の水元公園など様々な箇所分散していると想定されます。

3. 被災生活支援連絡会について

(1) 被災生活支援連絡会の設置について

東金町地区に関する地域住民や被災者の総意を結集して、葛飾区と協働・連携して様々な分野の復興を進める組織として、自治町会やその他の地域団体等が協力して「東金町地区被災生活支援連絡会(図2参照)」をつくります。

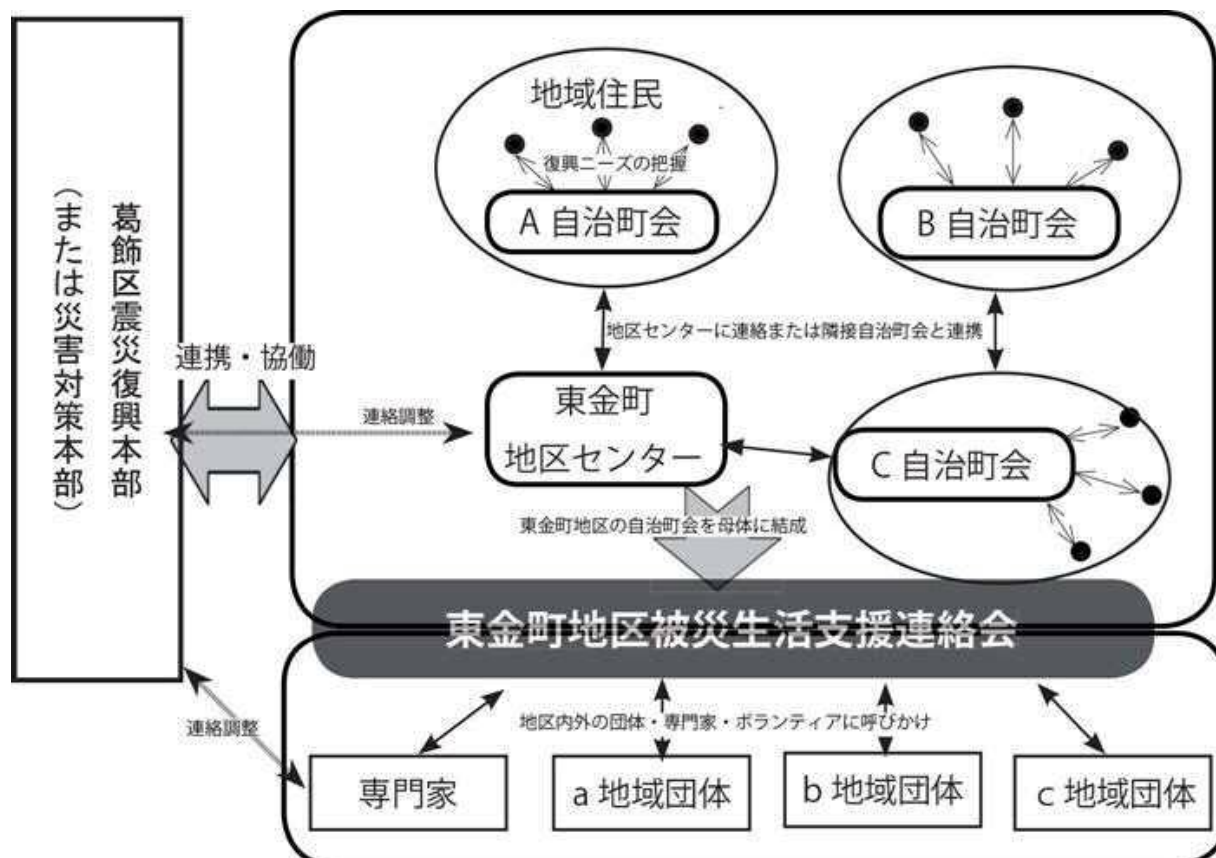


図2 被災生活支援連絡会のイメージ

1. この文書の役割と基本的な進め方

不幸にも震災に見舞われた場合に、より安全で住みよいまちを再生し、いち早く区民の日常生活を取り戻していくことが重要となります。

震災復興まちづくり訓練（H26）を通して出された意見等をふまえて、本書は、東金町地区（概ね東金町四～八丁目の範囲）に、地震等で大被害が生じた場合に、区民と葛飾区等が協力して「震災復興を進める手順や配慮すべき事項」の骨子を定めたものです。

大規模な震災などがあった場合には、本書をたたき台として、自治町会やその他の地域団体等が協力して「東金町地区被災生活支援連絡会」を設立し、葛飾区と協働して地域の復興を目指していきます。

東金町地区の全体図及び復興に役立つ資源等は 図1 のとおりです。

防災や復興の際に役立つ資源

第1回訓練：「まちを歩いて被害をイメージする」被害把握と復興課題を考える訓練より

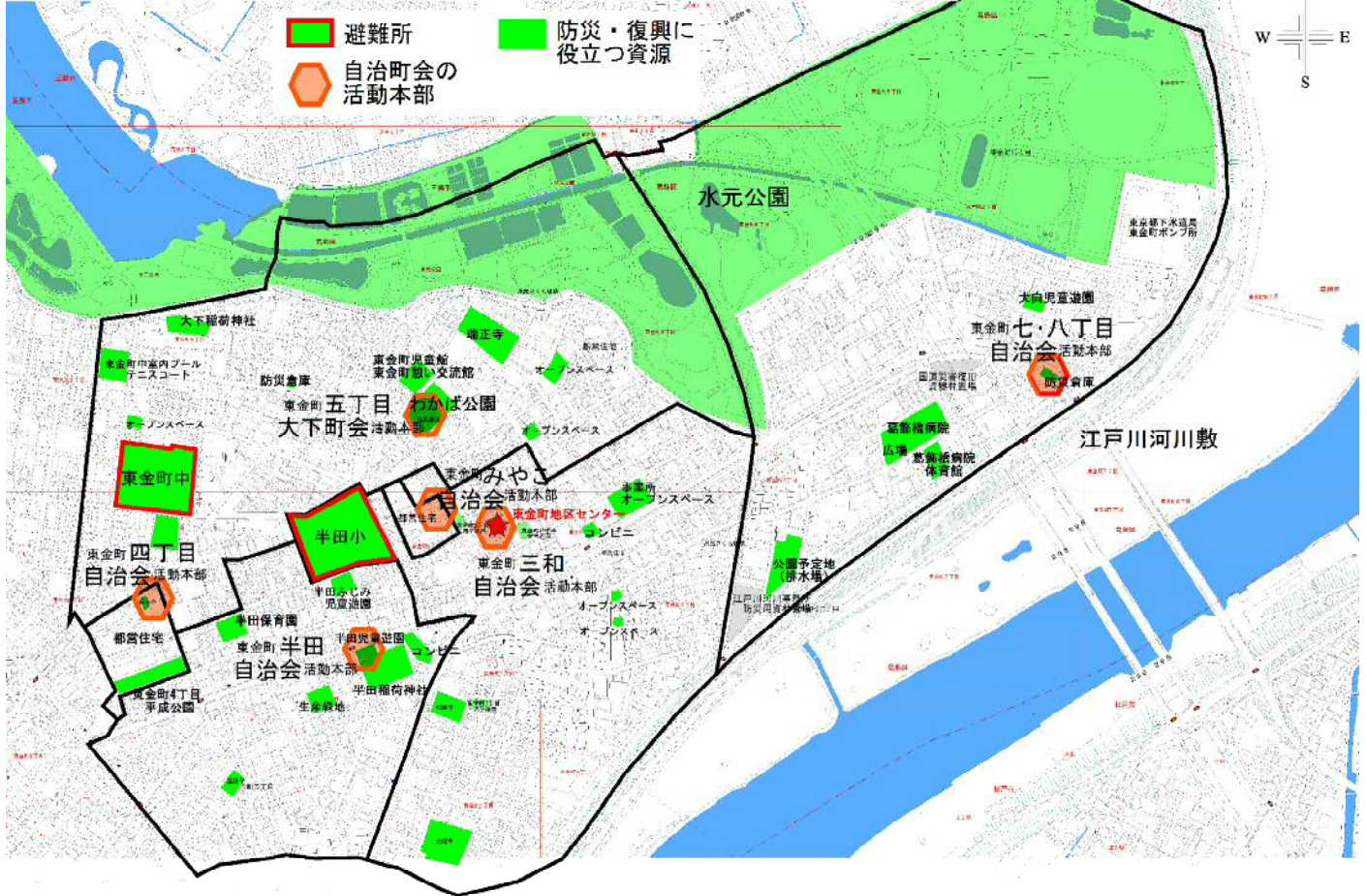


図1 東金町地区の防災・復興に役立つ資源

5. 参考資料

(1) 東金町地区防災市民組織

- 東金町三和自治会防災市民組織
- 東金町七・八丁目自治会防災市民組織
- 東金町みやこ自治会防災市民組織
- 東金町五丁目大下町会防災市民組織
- 東金町半田自治会防災市民組織
- 東金町四丁目自治会防災市民組織

(2) 避難場所

- 水元公園及び江戸川緑地一帯

(3) 第1順位の避難所

- 半田小学校（東金町5-16-1）
- 東金町中学校（東金町5-3-1）



(4) 第2順位の避難所

- アルターかつしかばし（東金町7-30-14）

(5) 用語集

時限的市街地	被災地域において、仮設の住宅、店舗や事業所と利用可能な残存建築物等によって構成される「暫定的な生活の場」としての市街地のこと。
応急仮設住宅	「災害救助法」に基づいて都が設置する簡易な住宅で、住家が全壊・全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者が入居する住宅のこと。
液状化	地下水位の高い緩い砂地盤が、地震動を受けて液体状になること。
重点復興地区	震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新(災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。)及び都市基盤施設の整備を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区。
復興促進地区	震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区。
地域防災計画	「災害対策基本法」に基づき、地方自治体が作成を義務付けられているもので、予防に関する事項、応急対策に関する事項など、総合的な災害行政を推進するための計画。

※引用資料：東京都震災復興マニュアル【プロセス編】（平成15年3月）
 ：葛飾区被災市街地復興対策に関する条例（平成22年3月）
 ：葛飾区地域防災計画（平成25年改正）

※行方出典：震災復興への備え“地域力”を活かした住民主体の復興のために（平成17年12月発行）、東京都総務局総合防災部

組織づくりの手順は以下のとおりです。

①自治町会で復興に関するニーズの把握

各々の自治町会の災害活動本部(防災市民組織)では、それぞれの区域内で、被災後の住宅再建、生活の維持など復興のニーズの収集を行います。最初の段階では、およその世帯数等を把握したり大まかに復興ニーズを整理する程度とします。

- 例
- ・ 自宅で生活できない世帯がどのくらいいるか
 - ・ 自宅にいる世帯で困っていることは何か
 - ・ 住宅等の被害はどうなっているか



②「東金町地区被災生活支援連絡会」の呼びかけと設置

単独の自治町会では復興ニーズへの対応が難しい被害の場合、自治町会は地区センターに連絡するか、または他の自治町会に呼びかけて、葛飾区震災復興本部（未設置の時は災害対策本部）の協力のもとで、「東金町地区被災生活支援連絡会」（以下、「連絡会」と呼びます。）を東金町地区センターに設置します。その会議で、被害情報等を集約して各種対策を話し合い、葛飾区等の関係機関に要請します。



(連絡会の構成)

- ・ 東金町三和自治会
- ・ 東金町七・八丁目自治会
- ・ 東金町みやこ自治会
- ・ 東金町五丁目大下町会
- ・ 東金町半田自治会
- ・ 東金町四丁目自治会
- ・ 葛飾区災対派遣職員
- ・ その他専門家

(想定される復興課題)

- ・ 在宅避難の高齢者等への支援
- ・ 避難所外でのトイレ、水の確保、炊き出し等生活支援
- ・ 女性視点での行き届いた生活支援
- ・ 液状化等に伴う震災ガレキ・震災ゴミの処理
- ・ 時限的市街地（応急仮設住宅）等の必要性や生活支援
- ・ ボランティア等の必要性など



(2) 被災生活支援連絡会の取り組み事項

東金町地区の特性に応じて重要になりそうな課題は、以下のとおりです。

① 在宅被災者の生活支援対策の取り組み

連絡会は、在宅の高齢者、在宅避難者等について葛飾区や各種組織の協力を得ながら、被災生活の支援を行います。被災した直後に、どのような支援が出来るか、各自治町会単位でニーズを把握し、どういうボランティアに入ってもらえるかなどを検討し、葛飾区震災復興本部（未設置の時は災害対策本部）に要請します。また、地区内に避難した被災者に、広報や相談窓口の設置、見守りなど情報提供を行います。

② 液状化被害への対応

広範に液状化被害が生じたとき、連絡会は相談窓口となって、葛飾区や専門家の協力を受けて、以下のような取り組みを行い、被災者の住まいの再建を支援します。

- 例
- ・液状化被害に関する情報の集約
 - ・液状化被害をうけた場合の再建メニューの紹介（葛飾区や専門家団体から）
 - ・上記に伴う相談等のあっせん
 - ・集団で大規模な液状化が生じた箇所等への話し合いの場を提供する（行政や専門家へのパイプ役）

③ 時限的市街地の支援

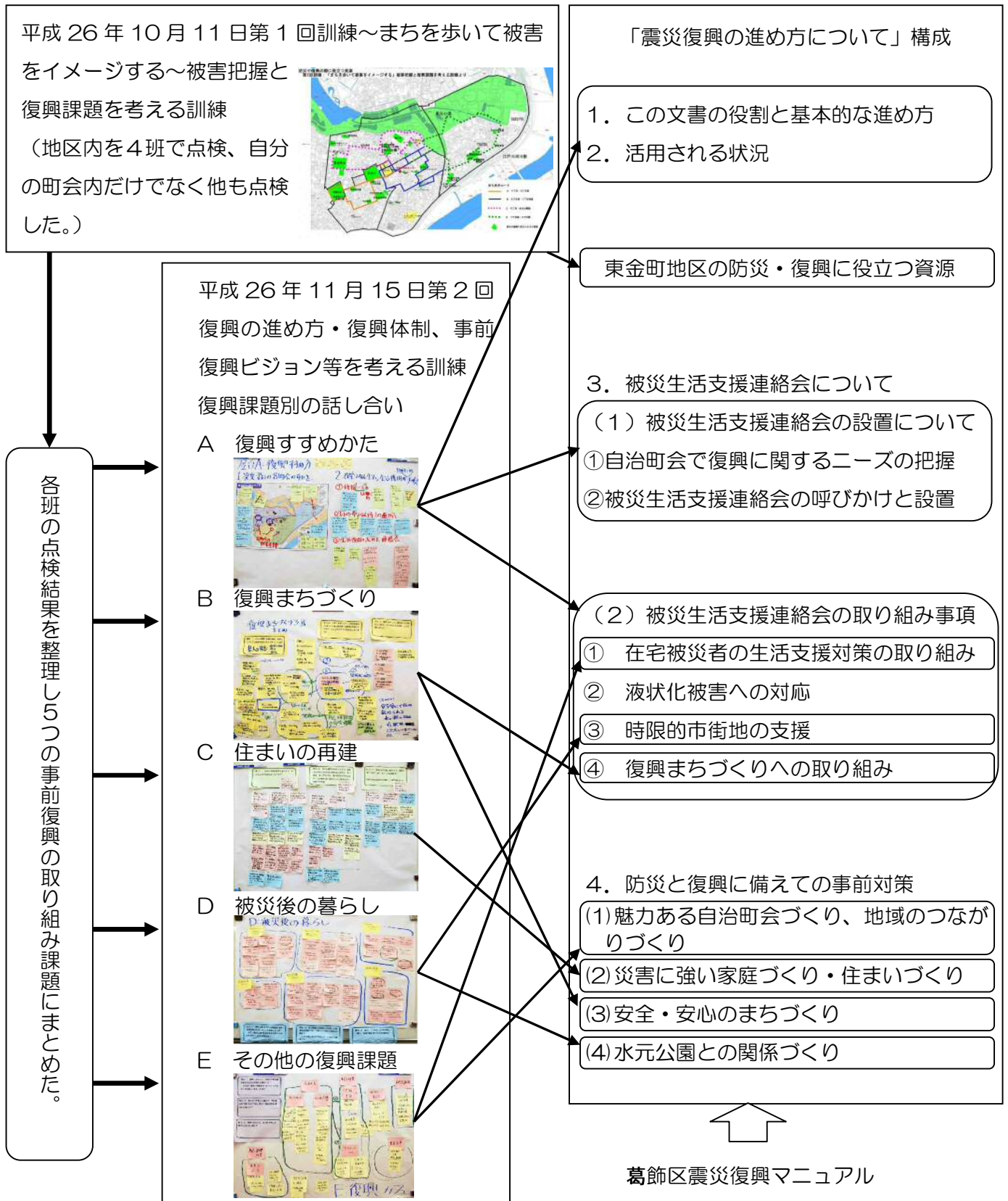
本地区の被災者が、水元公園等にまとまって入居し生活を行っている応急仮設住宅や地区内に新たに建設される応急仮設住宅、活用される都営住宅空き室等については、連絡会は情報の提供、見守りやイベントの開催等被災生活への支援活動を行います。

なお、地区内の公園や広場等については、在宅避難者への防災活動拠点としての活用を優先し、応急仮設住宅等はその活動が一段落したのち利用することにします。また、建設用地が不足し、東京都や葛飾区が地域向けの時限的市街地を民有地を借用して建設する場合にも、連絡会は行政と連携・協力して行きます。

④ 復興まちづくりへの取り組み

連絡会は、葛飾区から葛飾区被災市街地復興対策に関する条例9条の「重点復興地区」（又は「復興促進地区」）に指定される事態が生じた場合、葛飾区と協働して東金町地区の復興を進める「復興まちづくり協議会（同条例 16 条地域協働復興組織）」の設立に向けた検討を行います。復興まちづくり協議会を結成することになった場合は、規約・役員を定め、地域住民や権利者に呼びかけ会員募集を行います。設立された「復興まちづくり協議会」は、地区センターを拠点に、復興課題などに応じて葛飾区と協働してまちの復興

(6) 平成 26 年度東金町地区震災復興まちづくり模擬訓練 成果にいたるまでの経過



「東金町地区 震災復興の進め方について」
 <<平成 27 年 1 月発行>>
 ○東金町地区連合町会 ○葛飾区(都市整備部街づくり調整課) ○首都大学東京チーム
 ○明治大学大学院 ○東京都建築士事務所協会葛飾支部 ○災害復興まちづくり支援機構